

【就学事務システム（就学援助）標準仕様書【第3.0版】_別紙3_標準機能要件】の正誤

機能ID	修正カラム	正	誤	更新日
0180222	要件の考え方・理由	デジタル庁の横並び調整方針を受けて、業務の根拠法令や各地方公共団体が定める情報保護に関する規定等で定められた保存期間が経過した情報の削除について、実装必須機能として規定した。	デジタル庁の横並び調整方針を受けて、業務の根拠法令や各地方公共団体が定める情報保護に関する規定等で定められた保存期間が経過した情報の削除について、実装必須機能として <u>以下のとおり</u> 規定した。	令和6年7月31日
0180202	要件の考え方・理由	番号法において就学援助事務は独自利用事務と定められているため、関連条例が整備されている市区町村でのみ、7.7.「個人番号管理」の機能を利用することができる点に留意が必要である。	<u>7.7.2.「個人番号連携」にて、団体内統合宛名番号を用いた各種情報を連携するために必要となる。</u> <u>ただし、</u> 番号法において就学援助事務は独自利用事務と定められているため、関連条例が整備されている市区町村でのみ、7.7.「個人番号管理」の機能を利用することができる点に留意が必要である。	令和6年7月31日
0180061	備考	他自治体との個人住民税課税情報の連携が可能であるが、就学援助事務（独自利用事務）での個人番号連携には各自治体での条例整備が必要であり、個人番号連携ができない自治体も存在するため、当該機能も実装する必要がある。	<u>7.7.2.「個人番号連携」にて、他自治体との個人住民税課税情報の連携が可能であるが、就学援助事務（独自利用事務）での個人番号連携には各自治体での条例整備が必要であり、個人番号連携ができない自治体も存在するため、当該機能も実装する必要がある。</u>	令和6年7月31日